

令和7年

第2回農業委員会通常総会 議事録

(令和7年2月25日開催)

武蔵野市農業委員会

令和7年第1回農業委員会通常総会 議事録

- 1 日時 令和7年2月25日（火曜日）午前9時30分
- 2 場所 武蔵野市役所西棟8階812会議室
- 3 議事
議案第2号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 4 協議・報告事項
 - (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - (3) 認定農業者・都市型認定農業者の申請状況及び個別相談会・審査会について
 - (4) 令和7年度夏野菜品評会について
 - (5) 農業委員会だより第24号について
 - (6) その他 会議等日程
- 5 出席委員

		2番	後藤幸治	君	
3番	森田茂紀	君	4番	松本正人	君
5番	北沢俊春	君	6番	下田誠一	君
7番	榎本英明	君	8番	土屋美恵子	君
9番	中村健二	君	10番	大谷壽子	君
11番	高橋栄治	君	12番	吉野憲二	君
		14番	櫻井義則	君	
- 6 欠席委員

1番	榎本一宏	君
13番	坂本和人	君
- 7 委員以外の出席者 議案第2号申請者

8 事務に従事した職員

局長	小池鉄哉君
課長補佐	合田宇宏君
主任	花木賢太君
主任	森麻衣子君
会計年度任用職員	浅賀恵津子君

事務局長

ただいまより、令和7年第2回農業委員会通常総会を開催したいと存じます。

事務局よりいくつかご報告がございます。

2月13日の北多摩地区農業委員会連合会の表彰式、20日の農業者大会委員は、皆さまのご協力のお陰で無事に終わりました。ありがとうございました。

市議会が開会しました。7年度予算の審査と質疑が行われます。農業関係は来年度も同規模の予算を予定しています。来月の委員会で詳細を報告したいと思います。

昨日、うど部会や女性部ご協力のもと、JAにてうどの直売イベントが開催されました。開始前から長蛇の列が出来て、昼過ぎには売り切れるほどの大盛況でした。

本日午後、酒田市農業委員の視察があります。市役所での説明の後、都市農地の紹介として高橋委員のほ場、アンテナショップ麦わら帽子をご案内する予定です。

それでは、後藤会長職務代理お願いいたします。

会長職務代理者

では、ただいまより、農業委員会通常総会を開催いたします。

本日、榎本会長につきましては、御欠席の御連絡をいただいておりますため、私が議長を務めさせていただきます。

今回は総会ですので、事務局より会議の成立についての報告をお願いします。

事務局長

本日は14名中12名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、有効に成立していることを報告いたします。

会長職務代理者

署名委員は、3番森田委員、4番松本委員にお願いします。

会長職務代理者	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第2号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について</p> <p>を上程します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	〔事務局説明〕
9番 中村委員	<p>4名で現地調査を行いました。農閑期ですが、きれいに耕されていたことを報告します。</p>
会長職務代理者	<p>申請者をお呼びする前に、何か質問等はございますか。</p>
5番 北沢委員	<p>畑の中に電柱がありますが、なぜ除外しなければならないのでしょうか。</p> <p>市全体でこのような場合はすべて外しているのですか。農地転用するのでしょうか。</p>
事務局	<p>事業者が間に入って事務をしています。ここは耕作が出来ない部分という判断で外しています。</p> <p>どこの部分を外すといったことは市として指示はしていません。税務署がどう判断するか考えて、最終的には申請者が判断しています。</p>
4番 松本委員	<p>最終的に申請者が判断するのは分かりましたが、土留めの部分も納税猶予から外すというのは、今までなかったと思います。</p>
事務局	<p>今回は事業者から資料をいただいたのですが、その時点でこの筆はこの方向に進めるという説明を受けて現地調査を行っています。</p>
11番 高橋委員	<p>フェンスは敷地と農地の境界の真上に建っているのが除外になっているのですか。農地側に立っているのであれば、杭の位置を変えることでフェンスまでは宅地農地に変更することはできないのですか。</p>

事務局

納税猶予には申告期限があります。分筆にはかなりの時間がかかりますが、我々のところに来る時には遺産分割協議等を経た後なので時間がかかり経過しています。

電柱も畑側にありますが、歩道側にあれば外さなくて良いのではという話もありましたが、申請期限内では難しかったようです。申請者と事業者や税理士等と一緒に考えているのが現状です。

11番 高橋委員

井戸もだめなのでしょうか。

事務局

納税猶予を受けるにあたっては、農業用井戸についても同じ状況です。井戸については農業会議を通じてずっと都に要望を出しています。

11番 高橋委員

どのくらいの期間、要望を出していますか。ひとつも変わらないのであれば、要望の出し方に問題があるのか、ずっと提出していても意味がないと思います。ちゃんと向き合わなければなりません。何のリアクションもないままでは農業者のためにならないと思います。

会長職務代理者

要望の提出については、工夫をしなければいけないと思います。

事務局長

相続税もそうですが、ハードルが高い問題です。東京都の農業委員会会長は年に2回、国会議員に意見を話す機会もあります。しっかり要望を出していきたいと思いますが、政治的な動きも必要になると認識しています。

会長職務代理者

では、これより申請者にご入室いただきます。
事務局は案内をお願いいたします。

[申請者 入室]

それでは、「相続税納税猶予適用についての農業委員会内規」に基づき、申請者にご出席いただきました。

まず申請者より長期的な目標と3か年の営農計画についてご説明をお願いいたします。

申請者の方から農業委員会に対して、相続税納税猶予

を受けるにあたり、決意表明をお願いいたします。

申請者

●●です。よろしくお願いします。

長期的な目標として、最近は新しい作付けを積極的に試みています。昨年からはカリフラワーを作付けし、3年くらい前からは落花生やピーマンにも試みています。今年にはカリフラワーの播種の時期を早めて品評会に出品できるような状態にもっていきたいと思っています。

3か年の目標ですが、ここ数年は母が納税猶予を受けていましたが私ひとりでの収穫作業のため、それに対応できるよう種蒔きの時期をずらしていたので収穫が少なかったということがありました。これからは適切な時期に種を撒き、収穫は妻も手伝ってくれると言ってくれていますので、生産量を見込めるように頑張りたいと思います。

秋はキャベツとブロッコリーを中心に生産していますが、定植に関しては根こぶ病の対策として農薬を混ぜる機械を親戚から借りているのが現状です。よりタイムリーに使用できるように、JAに相談して他市ではどのように利用しているのか相談しながら良いものがあれば導入したいと思っています。

終生営農についてですが、姉たちからは、畑は大変だけど今後も農業を頑張ってもらいたいと言ってくれて、相続も対応していただきました。私も30年以上従事していて農業が好きなので、これからも頑張っていきたいと思っています。

後継者については息子が一人おり現在は別のところで一般企業に勤めています。今回の件は説明をしました。私も今は元気ですので、すぐということではありませんが、次に家に戻った時には、トラクターに乗ってみようかな、と言っはくれています。次の相続では名義等なかなかスムーズにはいかないと思いますが、その時にはゆっくり相談したいと思っています。

会長職務代理者

ありがとうございました。これより申請者へ質疑のある方はお願いしたいと思います。

[質疑なし]

●●様ありがとうございました。
事務局はご案内をお願いいたします。

〔申請者退出〕

これより採決に入りますが、最後に質疑等ございますでしょうか。

ないようでしたら、議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手の確認〕

全員賛成ですので、本案は可決しました。

続きまして、協議・報告事項に入ります。

(1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

一括して事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

14番 櫻井委員

現地を確認しました。現状は春先の準備中でしたが、給食部会に入って玉ねぎや色々な作物に挑戦したいとのことで意欲的に取り組まれているようです。家族で協力されていて、たいへん好感が持てる取り組みをされていたことを報告します。

事務局

〔事務局説明〕

会長職務代理者

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑なし〕

続きまして、

(3) 認定農業者・都市型認定農業者の申請状況及び個別相談会・審査会について

	事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長職務代理者	以上について、何かご意見等ございますか。
	〔質疑なし〕
	続きまして、 (4) 令和7年度夏野菜品評会について 事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長職務代理者	以上について、何かご質問等ございますか。 品目を増やすのは出品数を増やすためには良いと考えていますが、玉ねぎやばれいしょは秋の品評会にも出品できるので、そのあたりを議論したいと思います。
10番 大谷委員	夏野菜というイメージされる種類があると思いますが、ばれいしょは夏野菜に含まれるのかな、という印象があります。 トマトの品種を増やすのも案だと思います。
14番 櫻井委員	農業者が生産する野菜だと出品しやすいと思います。 生産する農業者は限られますが、給食にも出しているので、ズッキーニも良いと思います。特殊なものになってしまうかもしれませんが。 品評会が賑やかになるのであれば、品目を増やすことは良いと思います。ピーマンは早めに作付けする農業者なら出来るのではないのでしょうか。
12番 吉野委員	夏野菜でイメージされる品目は限られるとは思いますが、生産者から見れば本来の旬の夏野菜というものでも、消費者から見れば冬でもきゅうりが売られているので、旬が分かりづらくなっていると思います。 生産者のための品評会ではありますが、最終的な目的としては市民にアピールする場面でもあると思うので、

新しい品種を生産している方もいると思いますし、出品者や出品点数が少なくても門戸を広げるという意味では、ピーマンあたりは品目に入れてもいいと思います。

11番 高橋委員

何度か出品していますが出品点数が少ないです。種類を増やすと参加しやすくなるので、良いきっかけになると思います。旬は大事ですがハウスで生産もしているので、時期をずらして色々と出品していただき、品評会を盛り上げる意味でも品目を増やすのは良いと思います。

事務局

皆さま、ご意見ありがとうございます。

もうひとつの課題としては、品目5点につき賞が5点設定されています。品目を増やす場合は賞も増やすのか、賞を増やさないのであれば、1品目につき1点の賞となるため、賞が取れない品目が出てきてしまいます。

この点についても、ご意見を伺いたいと思います。

11番 高橋委員

うどの品評会とは逆で、賞がとれない品目があっても良いと思います。賞を増やす必要はないと思います。

14番 櫻井委員

5品目以外にも良い出品があれば新たな枠を作って、年々続くのであれば賞を設置するのはどうでしょうか。

11番 高橋委員

流動的にしておき、必ず賞があるというのではなく、良いものがあれば特別賞があっても良いと思います。

事務局

皆さまのご意見としては、今の賞とは別に特別賞を追加するというのでしょうか。会長とも相談となりますが、色々な賞を設定することも可能だと思います。

例えばですが、全品目の中から5賞を選ぶ案や、1品目につき賞数の上限を設定する等、審査要領を変更することもできると思います。

会長職務代理者

夏野菜品評会はいつから開催していますか。

事務局

データでは平成24年度くらいから残っています。

会長職務代理者

過去には立毛をやったり、今までも色々と変えてきて

いるので、夏野菜品評会を盛り上げられるように、会長にも相談しながら今後も考えていきたいと思えます。

続きまして、

(5) 農業委員会だより第24号について
事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

10番 大谷委員

編集委員の協力により短期間ですが、今回も良いものが出来ました。特に写真が素晴らしいです。

会長職務代理者

以上について、何かご質問等ございますか。
いつも制作ありがとうございます。市民へアピールすることも大事です。

事務局

農業委員会だよりは、調布市や三鷹市からも、とても評判が良いことをご報告させていただきます。

14番 櫻井委員

過去のデータは保存されていますか。
自宅に昭和24年頃のガリ版刷りの委員会だよりがありました。今後も歴史が継続される中で、電子での管理が出来れば良いと思えます。

事務局

武蔵野市のホームページに載っています。最終ページの二次元バーコードから読み込めます。

会長職務代理者

最後に、(6) その他 会議等日程 事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

会長職務代理者

最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、本日の通常総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前10時50分